

9月定例教育委員会 付議案件表

1. 教育長報告

2. 議案

番号	案件名	課名
13	9月補正予算について	各課
14	直方市中学校部活動地域展開等検討委員会設置要綱について	文化・スポーツ 推進課

3. 協議事項

番号	案件名	課名
—	—	—

4. 報告事項

番号	案件名	課名
1	直方市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	こども育成課
2	福岡県第3子以降保育料無償化事業費補助金への対応について	こども育成課
3	直方市学校規模適正化基本計画検討委員会について	教育総務課
4	直方市文化芸術振興条例の制定について	文化・スポーツ 推進課
5	直方市文化芸術振興条例施行規則の制定について	文化・スポーツ 推進課
6	直方市立美術館本館及び別館の閉館について	文化・スポーツ 推進課
7	直方市文化財専門委員会の答申について	文化・スポーツ 推進課

5. その他 ・10月行事について(学校教育課 当日配布)

・グローバル人材育成進捗報告(学校教育課)

・会議録署名委員の指名について

教育委員会行事報告

令和7年8月6日～令和7年9月9日

8月	6	水		
	7	木	福岡県市町村教育委員会連絡協議会第1回役員会（ユメニティのおがた） 福岡県市町村教育委員会教育長研修会1日目（ユメニティのおがた）	
	8	金	福岡県市町村教育委員会教育長研修会2日目（石炭記念館、汽車倶楽部）	
	9	土		
	10	日		
	11	月		
	12	火		
	13	水		
	14	木		
	15	金		
	16	土		
	17	日		
	18	月		
	19	火		
	20	水		
	21	木	九州地区市町村教育委員会研修大会（大村市）	
	22	金	第26回全国高等学校女子硬式野球選抜大会優勝（春季大会）市長表敬訪問同席（直方市役所）	
	23	土		
	24	日		
	25	月		
	26	火	教育研究所2年次研究員研究発表会（直方市役所）	
	27	水		
	28	木		
	29	金	市管理職研修会（直方市役所）	市議会9月 定例会告示
	30	土		
	31	日		
9月	1	月	直方市学校規模適正化基本計画検討委員会からの答申書受領（直方市役所） 定例校長会（直方市役所）	
	2	火		
	3	水		
	4	木		
	5	金		市議会 提案説明
	6	土		
	7	日		
	8	月		一般質問
	9	火	定例教育委員会（直方市役所）	一般質問

教育委員会行事予定

令和7年9月10日～令和7年10月14日

9月	10	水		
	11	木		
	12	金	第2回直方市小中一貫教育推進本部会（直方市役所）	
	13	土		
	14	日		
	15	月		
	16	火		質疑
	17	水		
	18	木		質疑
	19	金		委員会
	20	土		
	21	日		
	22	月		委員会
	23	火		
	24	水		委員会
	25	木	定例教育長会(オンライン)	委員会
	26	金		採決
	27	土		
	28	日		
	29	月	福岡県人権・同和教育実践交流会／福岡県人権保育研究集会地元実行委員会（場所 未定）	
	30	火	学力向上検証委員会（直方市役所）	
10月	1	水	定例校長会（直方市役所）	
	2	木	一中校区小中一貫教育最終年次発表会（下境小）	
	3	金	保幼小中高連絡協議会（場所 未定）	
	4	土		
	5	日		
	6	月	植木中校区小中一貫教育交流会（直方市役所）	
	7	火		
	8	水		
	9	木		
	10	金		市議会 提案説明
	11	土		
	12	日		
	13	月		一般質問
	14	火	定例教育委員会（直方市役所）	一般質問

議案第 13 号

令和 7 年度 6 月補正予算について

令和 7 年度 9 月補正予算について、別紙のとおり提案する。

令和 7 年 9 月 9 日
直方市教育委員会
教育長 山本 栄司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 4 号の規定により提案するものである。

令和 7 年度
直方市予算書（補正予算）

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
文書管理システムクラウド使用料	令和7年度～令和12年度	46, 200
地域子育て支援センター運営業務委託料	令和7年度～令和9年度	46, 992
集団けんしん（がん検診等）業務委託料	令和7年度～令和10年度	84, 267
一般廃棄物搬送業務委託料	令和7年度～令和10年度	157, 809
資源物収集運搬業務委託料	令和7年度～令和10年度	146, 796

歳 出 (款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
9 教育研究 所費	11,361	100	11,461	県支出金				8 旅費	50	費用弁償
				100						10 需用費
計	1,244,992	100	1,245,092	100						

歳 出 (款) 10. 教育費

(項) 4. 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
13 文化振興費	1,611	231	1,842				231	1 報酬	192	文化芸術振興審議会委員報酬 10人
								7 報償費	30	報償金
								8 旅費	9	費用弁償
計	393,767	231	393,998				231			

議案第 14 号

直方市中学校部活動地域展開等検討委員会設置要綱の制定について

直方市中学校部活動地域展開等検討委員会設置要綱の制定について、別紙のとおり提案する。

令和 7 年 9 月 9 日
直方市教育委員会
教育長 山本 栄司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 2 号の規定により提案するものである。

○直方市中学校部活動地域展開等検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中学校部活動の地域展開に関し調査審議するため、教育委員会の諮問機関として直方市中学校部活動地域展開等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、つぎのとおりとする。

- (1) 中学生の部活動を学校から地域へ展開するための環境の整備に関すること。
- (2) 中学生の部活動を学校から地域へ円滑に展開するための具体的取組に関すること。
- (3) その他の方式（拠点校方式等）に関すること。
- (4) 学校、中学生、保護者、その他市民への周知・啓発活動に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本委員会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は10人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) スポーツ推進委員
- (3) 市体育協会関係者
- (4) 学校関係者
- (5) 中学校体育連盟役員
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、諮問に係る事務が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 会長は、委員会を総括する。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総括し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

4 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

(ワーキング会議)

第7条 委員会は、第2条に規定する所掌事項について、必要に応じてワーキング会議を設置し、専門の事項を調査・検討することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会文化・スポーツ推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、委員会で協議して別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

直方市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条―第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第20条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条―第24条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雑則（第27条・第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、

前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができする方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備

及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園を

いい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1箇所以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階 以上の 階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階

		段
--	--	---

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

（職員）

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事

者」という。)を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1箇所につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡を取り、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等

通園支援事業所」という。)の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(保育所に係るものに限る。)
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 直方市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年直方市条例第24号)(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について

R7.8.25現在

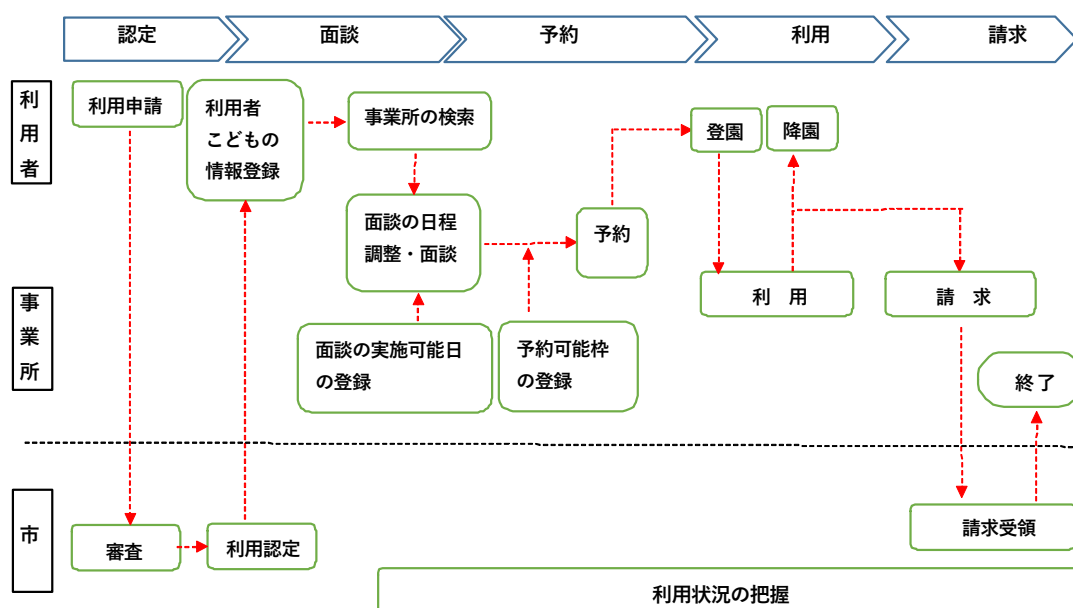
1 制度の概要

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)(以下「こども誰でも通園制度」という。)は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年6月成立)により、すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する目的で創設され、すべての自治体で実施することとなります。(令和8年4月本格実施)。

利用対象者は、0歳6ヶ月以上満3歳未満の保育所等に通っていないこども(教育・保育給付を受けていない者)とし、月一定時間まで利用可能枠の中で、就労条件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付です。

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
就 労 要 件あり	保育所、認定こども園等 ※小学校就学まで						小学校 ※満6歳に達した日の翌日以降における最初の学年の初めから
就 労 要 件なし	こども誰でも通園制度 ・月一定時間までの利用可能枠 ・時間単位の柔軟な利用な利用 ※0歳6ヵ月以上満3歳未満を想定			幼稚園 ※満3歳から小学校就学前まで			

2 こども誰でも通園制度利用の流れのイメージ



3 制度の内容

令和7年度時点の事業の主な内容と現時点での本市の実施の考え方は以下の通りです。
令和8年度の本格実施に向けては、給付に伴う公定価格の設定等、引き続き国において検討を進めていくこととされています。

項目	国	直方市
対象となる子ども	保育所等に通っていない0歳6カ月から3歳未満	国と同様の取り扱い
利用可能時間	子ども1人あたり月10時間を上限 (3時間以上で、内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠の範囲内で利用可能枠を設定すること可能とする経過措置(令和8・9年度の2年間)を設ける)	国と同様の取り扱い
事業実施場所	乳児等通園支援事業の認可を受けた ・保育所・認定こども園・幼稚園 ・地域子育て支援拠点・認可外保育施設 ・児童発達支援センター等	保育所・認定こども園・幼稚園・子育て支援センター等の左記事業者 (事業の認可は市で行う)
利用方式	定期利用、柔軟利用、定期・柔軟の組み合わせ等の選択制	実施事業者と協議して決定
項目	国	直方市
実施方式	一般型事業又は余裕活用型事業	実施事業者と協議して決定
設備基準及び人員配置基準	設備基準及び人員配置基準は第21条、第22条及び第25条に定める基準に基づき、各市町村で定める条例による	国の定める基準に基づき条例を制定
単価及び加算	令和7年度(参考) ※子ども1人1時間あたり 単価 0歳児: 1,300 円 1歳児: 1,100 円 2歳児: 900 円 加算 障害: 400 円 医療的ケア児: 2,400 円 要支援家庭の子ども: 400 円	国が公布する公定価格による
保護者負担	令和7年度(参考) 子ども1人1時間あたり300円程度を標準とし、各事業所で設定できる	国が公布する公定価格による
利用料の減免	令和7年度(参考) ※子ども1人1時間あたり 生活保護世帯 300円 市民税非課税 240円 市民税 77,101 円未満 210円 要支援児童及び要保護児童のいる世帯 150円	国が示す基準による

4 根拠法令

【児童福祉法】

第34条の16 市町村は、家庭的保育事業者又は乳児等通園支援事業の設備及び運営に就いて、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

2 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

- (1) 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業に従事するもの及びその員数
- (2) 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇及び安全の確保並びに児童の健全発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

3 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者は、第1項の基準を遵守しなければならない。

5 今後のスケジュール

9月定例議会で、議案の提出を行っている「直方市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の施行後、事業者の公募・選定や認可を行うとともに、利用認定や認可基準の条例制定等については、国の発出する通知等に基づきながら、令和8年度の本格実施に向けて準備を進めていきます。

R7.	
8月5日 ～20日	対象者に(誰でも通園制度)アンケート実施・集計
8月25日(月)	子ども・子育て会議にて概要説明
9月議会	直方市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定
9月下旬頃	乳児等通園支援制度実施意向調査の実施・集計
11月頃	事業説明会・募集要項等の公開・配布開始
11月頃	子ども・子育て支援事業計画の変更 (国9月頃、子ども・子育て支援事業計画 量の見込み手引きの改正)
12月頃	直方市乳児等通園支援事業の認可に関する事務
R8.	
1月頃	乳児等通園支援事業申請書類の提出期限
3月頃	関係条例規則等の制定(確認基準等)
3月頃	子ども・子育て会議(乳児等通園支援事業を行う事業所として認可)

3月頃	市 HP にて、乳児等通園支援事業を行う事業所として公開
3月下旬頃	利用者の申し込み開始
3月下旬頃	利用者の承認→事前面談の予約開始
4月以降随時	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)開始

6 第3期子ども・子育て支援事業計画における乳児等通園支援制度の「量の見込」、「確保の方策」について

本市の第3期子ども・子育て支援事業計画に補記(変更)するものとし、アンケート(R7.8.5～8.20 に0歳～1歳の保護者)を実施し、直方市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定後に事業者の募集し、量の見込みと確保の方策を子ども・子育て会議にはかって、代用計画として策定予定です。

保育料無償化要件の拡充について

令和 7 年 9 月から「福岡県第 3 子以降保育料無償化事業費補助金」の実施を踏まえ、多子世帯の子育て支援のため、0 歳から 2 歳までの保育料無償化の要件を拡充します。

記

1. 無償化要件（0 歳から 2 歳）

- ①現在 世帯の内、保育所等※1 を利用している未就学児のみでカウントして、第 2 子以降は無償。

※1 保育所等：保育所、認定こども園、届出保育施設、企業主導型保育事業所、幼稚園等

小学生以上	未就学児（保育所等※1 を利用）		
○ ○ カウント対象外	◎ 第 1 子 保育料有償	● 第 2 子 無償	● 第 3 子 無償

- ②令和 7 年 9 月以降 下記要件を追加

年齢の制限なく保護者と生計を一にする子の内、第 3 子以降は無償。

（対象施設：保育所、認定こども園、届出保育施設、企業主導型保育事業所、幼稚園）

小学生以上	未就学児		
○ ○ 第 1 子 第 2 子	● 第 3 子 無償	● 第 4 子 無償	● 第 5 子 無償

○小学生以上の子、◎保育料有償の子、●保育料無償の子

※上記①、②いずれかの要件に該当すれば無償

2. 直方市の財政負担

無償化要件拡充による市の財政負担増と「福岡県第 3 子以降保育料無償化事業費補助金」※2 の活用による歳入増はほぼ同額と見込まれ、既決予算で対応可能。例年、国の公定価格改定に伴い令和 7 年 12 月または令和 8 年 3 月議会で予算補正が必要なため、その際に併せて補正予定。

※2 福岡県第 3 子以降保育料無償化事業費補助金

- ・子の年齢にかかわらず第 3 子以降の保育料無償化に取り組んだ市町村に対し、県が費用の 2 分の 1 を補助する。
- ・対象施設：保育所、認定こども園、届出保育施設、企業主導型保育事業所等（幼稚園は対象外）

※ 幼稚園の無償化については直方市独自のため県の補助対象外

令和 7 年 9 月 1 日

直方市教育委員会
教育長 山本 栄司 様

直方市学校規模適正化基本計画検討委員会
会長 日高 和美

答申書

令和 7 年 2 月 3 日付け直教学第 764 号にて諮問のありました件につき、慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

1 市立学校の規模適正化に関する基本的な計画に関すること。

(1) 直方市の目指す学校規模について検討すること。

直方市は、次のとおりの学校規模を目指していくべきと考えます。

小学校は、12 学級から 18 学級

中学校は、9 学級から 18 学級

(学級数は、通常学級の数とする。)

(2) 多面的な実態把握を行い、直方市の学校規模適正化に向けた課題を明らかにすること。

(3) 前号の課題に対する改善の方法を検討すること。

①人口（児童生徒）推計について

直方市の人口（児童生徒数）は、減少傾向にあり、今後も減少傾向の継続が見込まれます。1993 年に 7,214 人（児童数 4,664 人、生徒数 2,550 人）だった児童生徒数は、2025 年には 4,306 人（児童数 2,766 人、生徒数 1,540 人）となっており、その減少率は約 40 パーセントです。2050 年には 3,287 人（児童数 2,178 人、生徒数 1,109 人）となると予測されており、1993 年からの減少予測率は約 55 パーセントです。児童生徒数が教育条件へ与える影響は大きいため、直方市の目指す学校規模を実現するために、人口（児童生徒）推計を継続的に行うべきです。

②学校施設の状況について

直方市の学校施設は、建設から一定期間が経過し、老朽化が進んでいます。令和元年 5 月に策定された「直方市学校施設等長寿命化計画」は、策定から一定期間が経過したこと等から、見直しを行うべきです。見直しにあたっては、安全に関わる部分を最優先として、必要に応じて優先順位を設定し、計

画的に老朽化対策を行うために、見直しを行うべきです。優先順位の設定にあたっては、校舎と屋内運動場だけでなく、給食室、プール等の施設も対象とすべきです。

従来の日本型学校教育をさらに発展させ、これからの時代を生きていく全てのこどもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る、学校教育の目指すべき姿である「令和の日本型学校教育」の実現に向けて、こどもの学びや教職員を支える環境づくりが必要です。新時代の学びを支える環境整備のために、既存の学校施設の改修だけでなく、校舎の新增築等、適切な投資を行うことも適宜検討すべきです。

老朽化対策、優先順位の設定や適切な投資の検討にあたっては、直方市公共施設等総合管理計画に掲げる公共施設の移管・面積削減率 30%を鑑みつつ、児童生徒の教育条件を改善するための学校規模適正化であることを意識して検討すべきです。

③学校の適正配置（通学条件）について

直方市の学校の適正配置の検討にあたっては、

- ・直方市における通学距離は、小学校は4km以内、中学校は6km以内をおおよその目安と設定すべきです。
- ・直方市における通学距離は、1時間以内を一応の目安と設定すべきです。

なお、学校の統廃合により、通学距離や時間が長くなる場合には、スクールバスを導入する等の対策を検討すべきです。また、児童生徒の通学途中の安全確保のための対策も併せて検討すべきです。

④学校と地域の関係

令和の日本型学校教育の実現のためにも、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進すべきです。

学校統合に伴い、通学区域が拡大することや一部の地域から学校がなくなることにより、学校と地域との関係が希薄化することを防ぐための対策を検討すべきです。また、学校の持つ多様な側面（地域の防災拠点、地域における文化・スポーツの活動拠点、地域社会の支柱等）を踏まえつつ、学校・保護者・地域との間での意見交換を行い、「こどものために」共通理解を図りながら、学校規模適正化に取り組むべきです。

(1) (2) (3) の答申にあたっての検討の詳細については、別紙「直方市学校規模適正化基本計画検討委員会 報告書」に記載します。

直方市学校規模適正化基本計画検討委員会 報告書

令和 7 年 9 月

直方市学校規模適正化基本計画検討委員会

目次

はじめに

直方市学校規模適正化基本計画検討委員会 開催経過・内容
検討内容について

1 市立学校の規模適正化に関する基本的な計画に関すること。

(1)直方市の目指す学校規模について検討すること。

- ①直方市学校規模適正化の基本的な考え方
- ②直方市の目指す学校教育
- ③1 学年複数学級の必要性
- ④大規模化の回避の必要性
- ⑤学級規模、学校規模の小規模化の影響
- ⑥バランスのとれた教職員集団の配置
- ⑦直方市の目指す学校規模（小学校）
- ⑧直方市の目指す学校規模（中学校）

(2)多面的な実態把握を行い、直方市の学校規模適正化に向けた課題を明らかにすること。

(3)前号の課題に対する改善の方法を示すこと。

- ①人口（児童生徒）推計について
- ②学校施設の状況について
- ③学校の適正配置（通学条件）について
- ④学校と地域の関係

おわりに

【答申参考資料】

- 1.諮問書
- 2.直方市学校規模適正化基本計画検討委員会名簿
- 3.資料③-03 学校規模によるメリット・デメリット
- 4.資料④-01-1 直方市の目指す学校規模について
- 5.資料③-06-1「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）【概要】
- 6.資料③-05 直方市公共施設等総合管理計画について
- 7.資料⑤-04（6-17 頁抜粋）公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（文部科学省）

【はじめに】

直方市学校規模適正化基本計画検討委員会では、令和 7 年 2 月 3 日、「諮問書」のとおり直方市教育委員会からの諮問を受け、「直方市学校規模適正化基本計画検討委員会名簿」のメンバーで、「直方市学校規模適正化基本計画検討委員会 開催経過・内容」のとおり、計 6 回の会議を開催しました。会議の予定時間を超え審議を行うことがあるなど、各委員熱心に審議を実施しました。

今回の答申にあたっての検討内容や補足の意見等について、この報告書にて報告します。

【直方市学校規模適正化基本計画検討委員会 開催経過・内容】

	開催日	内容
第一回	令和7年2月3日	委嘱状交付 会長及び副会長の選出 議事 (1)諮問 (2)事務局説明 ・直方市学校規模適正化の検討について ・直方市の人口（児童・生徒数）推計について (3)協議
第二回	令和7年3月25日	議事 (1)協議 ・人口（児童・生徒数）推計の分析、課題抽出 (2)事務局説明 ・直方市立学校施設の現状について ・直方市立学校施設に係る財政状況について
第三回	令和7年5月21日	議事 (1)確認 ・検討委員会への諮問内容、検討事項について ・「基本計画」のイメージ (2)協議 ○第二回会議の事務局説明に関すること ・直方市立学校施設の現状について ・直方市立学校施設に係る財政状況について ○直方市の目指す学校規模について ・学校規模ごとのメリット、デメリットについて (3)事務局説明 ・直方市の財政状況について ・直方市公共施設等総合管理計画について ・学校を取り巻く現状について（～「令和の日本型学校教育」～）

第四回	令和 7 年 6 月 27 日	議事 (1)協議 ○第三回会議の事務局説明に関すること ・直方市の財政状況について ・直方市公共施設等総合管理計画について ・学校を取り巻く現状について（～「令和の日本型学校教育」～） ○直方市の目指す学校規模について (2)事務局説明 ・通学区域に関すること ・地域と学校の連携について
第五回	令和 7 年 7 月 30 日	(1)協議 ○答申書（案）について ・直方市の目指す学校規模について ・通学区域に関すること ・地域と学校の連携について
第六回	令和 7 年 8 月 26 日	(1)協議 ○答申書（案）について ・直方市の目指す学校規模（中学校）について (2)答申書の提出について

【検討内容について】

1 市立学校の規模適正化に関する基本的な計画に関すること

(1) 直方市の目指す学校規模について検討すること。

①直方市学校規模適正化の基本的な考え方（「基本指針」より）

令和 6 年 8 月 6 日直方市学校規模適正化基本指針（以下「基本指針」という。）で示された直方市学校規模適正化の基本的な考え方に基づき、直方市の義務教育段階の学校は、一定の学校規模を確保することが重要である。

②直方市の目指す学校教育（「基本指針」より）

教育基本法の理念、学校教育法における義務教育の目標を鑑み、また教育振興基本計画を参酌して定められた直方市教育大綱を踏まえて決定された直方市の目指す学校教育である「多様な価値観が存在する社会をたくましく生き抜くために、児童生徒の可能性を最大限に引き出し、主体的に学び続ける力を育む学校教育」を実現するための適切な学校規模とすることが必要である。

③1 学年複数学級の必要性

単学級のデメリットとして、クラス替えができず児童生徒同士の人間関係や児童生徒と教員の人間関係に配慮した学級編成ができないこと、クラス替えを機会とした新たな人間関係を構築する力を身につけられないこと、クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができないこと等が考えられる。

直方市の目指す学校教育の実現のため、また多様な考えに触れ、切磋琢磨しながら自分の能力を伸ばすために、一定の学校規模が必要である。

また、1 学年に複数の学級があることで、児童生徒同士の人間関係や児童生徒と教員の人間関係に配慮した学級編成ができること、クラス替えを機会とした新たな人間関係を構築する力を身につけることができること、クラス同士が切磋琢磨する環境を作ることができること等が考えられる。

令和 5 年度に行われた教職員アンケートや保護者・児童生徒アンケートにおいて、1 学年 1 学級を望む声は非常に少なく、複数学級を望む声が圧倒的多数を占めていた。

④大規模化の回避の必要性

学校が大規模化すると、教職員による各児童・生徒の状況把握が難しくなることや、学校行事や部活動において児童生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定

しにくいこと等のデメリットが生じる。

児童生徒数の減少に伴い、通常学級の数も減少しているが、特別支援学級の増加により、教室の確保に苦慮している学校がある。

学級数の増加＝学校の大規模化が進むと、現状の校舎では対応出来ない事態が発生する可能性がある。

令和 5 年度に行われた「教職員アンケート」や「保護者・児童生徒アンケート」において、小学校の 1 学年 4 学級以上、中学校の 1 学年 7 学級以上を望む声は非常に少なかった。

⑤学級規模、学校規模の小規模化の影響

小学校の学級編成の標準（＝1 学級あたりの上限人数）は 35 人である。

中学校の学級編成の標準は、現時点では 40 人であるが、2026 年度以降順次 35 人となる。

学級規模（＝1 学級の児童生徒数）が小さいほど、児童生徒一人ひとりに目が届きやすくきめ細やかな指導が行いやすいといったメリットがある一方、係などの学級での役割を通して成長する機会、多様な考え方に触れる機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすいこと等のデメリットがあると考えられる。

学校規模の小規模化により、体験格差が生じたり、人と関わる機会や対話といったものが少なくなり、学習成果に影響が出ることも考えられる。

⑥バランスのとれた教職員集団の配置

基本指針の基本的な考え方にあるとおり、義務教育段階の学校における教育を十全に行うためには、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましい。学校規模適正化により、直方市の目指す学校規模が実現すれば、バランスのとれた教職員集団が配置される可能性が高まり、その結果、児童生徒の学習環境が向上することや教職員の働き方改革にも資することとなる等、好循環化が期待できる。

⑦直方市の目指す学校規模（小学校）

「③1 学年複数学級の必要性」のとおり、直方市の小学校においては 1 学年に複数の学級が必要であると考え。法令上、学校規模の標準は「12 学級以上 18 学級以下」とされており、直方市においてはこの標準と異なる規模を目指す特別の事情もないことから、【小学校は、12 学級から 18 学級】の学校規模を目指すし

ていくべきとした。

⑧直方市の目指す学校規模（中学校）

「③1 学年複数学級の必要性」のとおり、直方市の中学校においては 1 学年に複数の学級が必要であると考え。法令上、学校規模の標準は「12 学級以上 18 学級以下」とされているところであるが、協議の結果、【中学校は、9 学級から 18 学級】の学校規模を目指していくべきとした。

中学校の目指す学校規模について検討する過程で、現在の中学校の状況や成果を評価し、6 学級以上を目指すべきとの意見もあったが、次のような意見を踏まえ、本検討委員会からの答申は【9 学級から 18 学級】とした。

・教職員、保護者・児童生徒アンケート

アンケートの回答において、現状の学級数のままと望む声も多い。現在の中学校において、特に問題なく運営できている状況からも、現状より大きな学校規模を目指す、とすることは慎重に考える必要がある。

・教員の配置、教科の専門性の確保

基本指針で示されているとおり、バランスのとれた教職員集団が配置されることは非常に重要である。福岡県の基準、教員免許の取得者数等にもよるため、教員の配置については直方市だけで決められるものではない。しかし、免許外指導の生徒への影響や免許外の教科指導を担当する教員の負担を考えると、各教科の免許を保有している教員を配置することや、免許外指導を解消することができる可能性がより高くなる学校規模を目指す必要がある。

・生徒の多様性の確保、クラス替えの重要性

小学校と比較して、同世代の集団の中で社会性を養うことがより重要とされる中学校においては、多くの友達との関係性を築き、他者との関係の中で多様な考えに触れる必要がある。そうした機会をなるべく多く確保できる学校規模を目指す必要がある。また、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成を図るために、クラス替えの機会は重要な機会である。クラス替えが効果的に行えるような学校規模を目指す必要がある。

・施設の老朽化、財政状況

学校施設の老朽化が進んでおり、いずれ建て替え等を検討する必要がある。施設維持や建て替えにかかる費用を考えたときに、直方市の財政状況を踏まえると、現状の学校を全て維持することは負担が大きすぎる。

・通学区域の弾力的運用

直方市の目指す学校規模を定め、その実現に向けた行動を進めていく一方、通学する学校を自由に選択できる通学区域の弾力的運用を継続することによって目指す学校規模の実現に影響が出ると思われる。通学区域の弾力的運用についての今後の取り扱いについては、しっかりと検討する必要がある。

○学校教育法施行規則

第四十一条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第七十九条 第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規定は、中学校に準用する。

主に、上記①から⑧までの検討の結果、次のとおり答申を行うこととした。

直方市は、次のとおりの学校規模を目指していくべきと考えます。

小学校は、12 学級から 18 学級

中学校は、9 学級から 18 学級

(学級数は、通常学級の数とする。)

第2章 直方市立学校の規模適正化に関する基本指針に関すること

1. 前提となる考え方

当検討委員会では、直方市立小・中学校の規模や課題対策についての議論を進めるにあたり、以下の考えを前提とすることを確認しました。

- ・直方市の「学校規模適正化」とは、直方市にとってちょうど良い学校の規模や学校の配置について検討し、児童生徒の教育条件を改善すること。
- ・「こどものために」学校規模適正化に取り組むこと。
- ・学校規模適正化≠学校統廃合であること、前提条件は一切ないこと

直方市における学校規模適正化の検討は、二段階を踏むことを想定しています。

第一段階として、

「直方市の目指す学校教育」「その目指す学校教育を実現するための学校規模の検討」

第二段階として、

「直方市の適正校数」「適正な学校の配置」を検討します。

2. 基本的な考え方（当検討委員会における基本指針の検討の範囲）

学校規模適正化に取り組むにあたり、直方市の状況や文部科学省によって示されている施策等を検討した結果、当検討委員会における「基本的な考え方」を、以下のようにすることとしました。

【教育的な観点】

義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。このため、学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけでなく、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に着けることが重要となります。そうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいものと考えられます。このようなことから、一定の学校規模を確保することが重要となります。

【地域コミュニティの核としての性格の配慮】

小・中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、防災、保育、地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っています。また、学校教育は地域の未来の担い手であるこどもたちを育む営みでもあ

り、まちづくりの在り方と密接不可分であるという性格も持っています。

学校規模の適正化の検討は、様々な要素が絡む困難な課題ですが、飽くまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべきものです。

上記のような基本的な考えの下、当検討委員会において検討する基本指針の範囲としては、【教育的な観点】を主に検討することとしました。

3. 直方市の目指す学校教育

直方市の目指す学校教育は、令和2年に策定された直方市教育大綱の【目指す市民像】【基本方針】を実現するための学校教育とすることを確認しました。

その上で、特に次の点に着目し、意識することを確認し、答申書に記載をすることとしました。

【目指す市民像】の「主体的に学び続け」という部分

【基本方針】の「可能性を引き出し」という部分

答申書への記載にあたり、主に次のような意見がありました。

- ・児童生徒の「可能性を引き出す」ことが特に重要
- ・学力向上も大事だが、様々な問題が起きている現在において、精神面の強さ、折れない心を育むことも大事
- ・教育大綱の言葉を上手く活用すべき
- ・多様な価値観を持つ個の存在を大切にした上で、個と個の関わり合いが重要

以上のような議論の結果、当検討委員会からの答申として、次のように表現をすることとしました。

直方市学校規模適正化基本指針の決定にあたっては、

「多様な価値観が存在する社会をたくましく生き抜くために、児童生徒の可能性を最大限に引き出し、主体的に学び続ける力を育む学校教育」

を「直方市の目指す学校教育」と設定し基本方針の決定をすべきです。

「直方市学校規模適正化基本指針検討に係るアンケート（教職員）」

（令和 5 年 10 月 23 日から令和 5 年 11 月 10 日実施）

問 7：小学校の学級数

小学校の 1 学年の学級数はどの程度が望ましいと思いますか。 ※通常学級
国の定める法令上、小学校の学級数は「1 学年あたり 2～3 学級（1 学校あたり
12～18 学級）を標準とする」となっています。

	1学級	2～3学級	4学級以上	総計
小学校の1学年の学級数はどの程度が望ましいと思いますか。	7	273	14	294
	2.4%	92.9%	4.8%	100.0%

問 8：中学校の学級数

中学校の 1 学年の学級数はどの程度が望ましいと思いますか。 ※通常学級
国の定める法令上、中学校の学級数は「1 学年あたり 4～6 学級（1 学校あたり
12～18 学級）を標準とする」となっています。

	1学級	2～3学級	4～6学級	7学級以上	総計
中学校の1学年の学級数はどの程度が望ましいと思いますか。	2	165	118	9	294
	0.7%	56.1%	40.1%	3.1%	100.0%

※「教職員アンケート」

実施時期：令和 5 年 10 月 23 日から令和 5 年 11 月 10 日

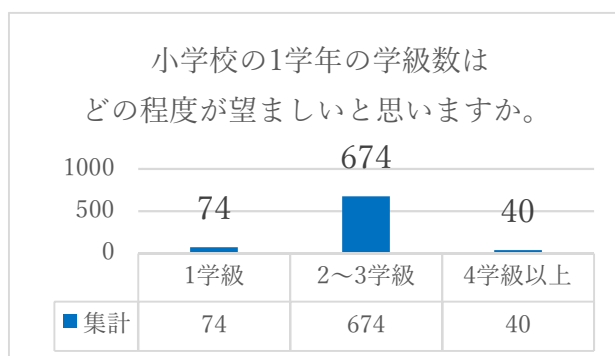
対象：直方市立小中学校の教職員

回答数：294 名

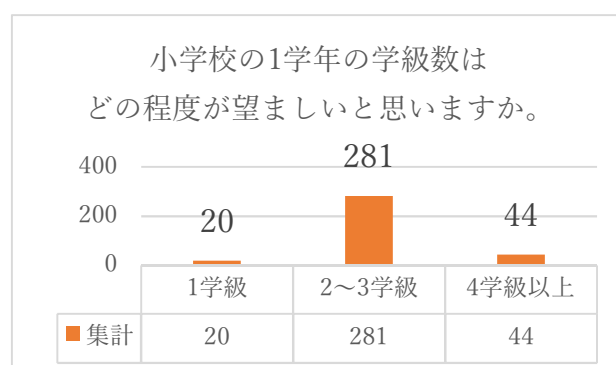
「直方市学校規模適正化基本指針検討に係るアンケート（保護者、児童生徒）」
（令和6年2月9日から令和6年2月24日実施）

3. 小学校の学校規模のこと（保護者の意見）

（小学生の保護者の回答）

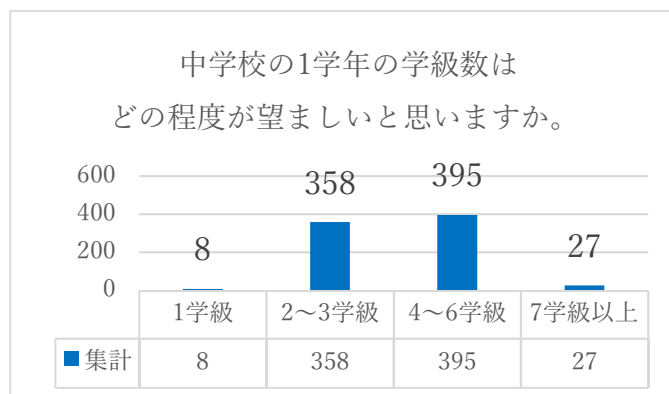


（中学生の保護者の回答）

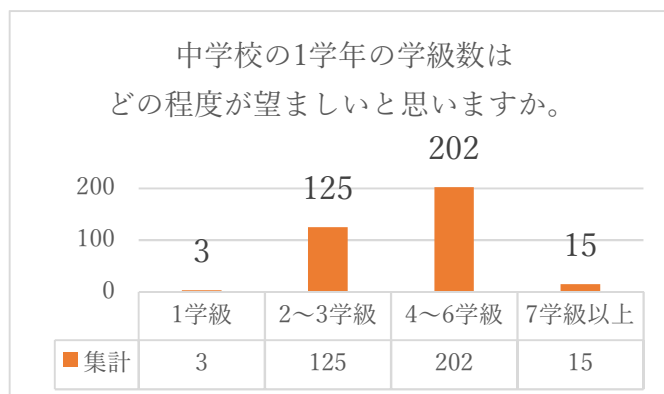


4. 中学校の学校規模のこと（保護者の意見）

（小学生の保護者の回答）



（中学生の保護者の回答）



※「保護者・児童生徒アンケート」

実施時期：令和6年2月9日から令和6年2月24日

対象：市立小中学校の保護者、児童生徒

回答数/配布枚数：小学校・・・788件/2,213世帯（回答率35.61%）

中学校・・・345件/1,372世帯（回答率25.15%）

合計・・・1,133件/3,585世帯（回答率31.6%）

(2) 多面的な実態把握を行い、直方市の学校規模適正化に向けた課題を明らかにすること。

(3) 前号の課題に対する改善の方法を示すこと。

①人口（児童生徒）推計について

- ・児童生徒数は減少しており、この減少傾向は今後も継続が予測される。
- ・1993年に7,214人（児童数4,664人、生徒数2,550人）だった児童生徒数は、2025年には4,306人（児童数2,766人、生徒数1,540人）となっており、その減少率は約40パーセントである。2050年には3,287人（児童数2,178人、生徒数1,109人）となると予測されており、1993年からの減少予測率は約55パーセントである。
- ・各地域の土地利用状況の変化により、各学校の児童生徒数の予測は変動することが予想される。
- ・児童生徒数が教育条件へ与える影響は大きいため、直方市の目指す学校規模を実現するために、人口（児童生徒）推計を継続的に行う必要がある。

②学校施設の状況について

- ・学校施設の老朽化が進んでいる状況にある。校舎、体育館59棟のうち、建築から30年以上経過しているものが54棟あり、そのうち14棟は50年以上経過している。老朽化対策は喫緊の課題である。
- ・施設の必要な改修は適時に行うべきである。改修にあたっては、安全に関わる部分は最優先としつつ、直方市の目指す学校教育の実現のために、学校の統廃合・通学区域の変更等の検討状況や、市の財政状況等を勘案して、優先順位を考えながら計画的に実施すべきである。計画的、効率的かつ効果的に改修を行うために、直方市学校施設等長寿命化計画の見直しを行う必要があると考える。見直しにあたっては、校舎と屋内運動場だけでなく、給食室、プール等の施設も対象とした計画とすべきである。
- ・従来の日本型学校教育を発展させ、全てのこどもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る、学校教育の目指すべき姿である「令和の日本型学校教育」の実現に向けた取り組みを行うべきである。
- ・こどもの学びや教職員を支える環境の整備を進めていく必要がある。
 - デジタル教科書等の先端技術や教育データを活用できる環境の整備等による指導・支援の充実、校務の効率化、教育施策の改善・充実等
 - ICT活用環境と少人数によるきめ細かな指導体制の整備、学校施設の

整備等による新しい時代の学びを支える学校教育の環境整備

○小中連携、学校施設の複合化・共用化等の促進を通じた魅力的な教育環境の実現

・ Society5.0 時代の到来などこどもたちを取り巻く環境が大きく変化している。また、新型コロナウイルス感染症対応等を踏まえれば、新たな感染症や災害の発生等の緊急時にあっても全てのこどもたちの学びを保障する環境を整備する必要がある。「GIGA スクール構想」の実現を前提とした新しい時代の学びを支える学校教育の環境整備を図ることが必要である。

・ 情報端末・教科書・ノート等の教材・教具を常時活用できる教室用机（新 JIS 規格）の配置ができるような教室環境等の整備や、1 人 1 台端末の効果的な活用等によるきめ細やかな指導の充実に資するような施設・設備の計画的な整備を図るべきである。そのために、既存の学校施設を改修して使用を継続するのか、新增築や建て替え等を行うのかも含め、適切な投資を適宜検討する必要があると思われる。

・ 直方市公共施設等総合管理計画より、直方市の公共施設全体の 30.2%を学校教育系施設が占めている。学校教育系施設以外の公共施設と同様に、移管・面積削減率の目標を 30%と設定し、公共施設等の管理に関する基本方針に従い、保有総量の最適化、適切な維持管理、効率的な施設運営に取り組む必要がある。

・ 直方市公共施設等総合管理計画の計画期間は令和 4 年度から令和 43 年度であり、計画の実行性を高めるために 10 年間毎に実施期間が設定されている。直方市公共施設等総合管理計画の個別施設計画にあたる直方市学校施設等長寿命化計画の見直しにあたっては、上記計画期間及び実施期間を意識して、また学校規模適正化の取り組みに合わせ、見直しを行うべきである。

③学校の適正配置（通学条件）について

・ 基本指針に記載のあるとおり、直方市の学校規模適正化とは、直方市にとってちょうど良い学校の規模や学校の配置について検討し、児童生徒の教育条件を改善することである。

・ 文部科学省が作成した公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（以下「文部科学省の手引き」という。）によると、学校の配置に当たっては、児童生徒の通学条件を考慮することが必要であると示されている。

・ 文部科学省の手引きには、通学条件を通学距離によって捉えることが一般的となっていると示されている。通学距離について、徒歩や自転車による通学距離と

しては、「小学校で 4km 以内、中学校で 6km 以内」という基準はおおよその目安として妥当であるとも示されている。

・文部科学省の手引きには、児童生徒の通学条件を、徒歩や自転車による通学だけを前提とした通学距離だけで設定することは実態にそぐわないケースが増えていると示し、適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学時間について「おおむね 1 時間以内」を一応の目安とすることは適当と示している。

・通学条件（通学距離、通学時間）について、文部科学省の手引きの考え方を機械的に適用することは適当ではない。直方市では、本市における児童生徒の発達段階、保護者のニーズ、通学路の安全確保、道路整備や交通手段の状況、気候条件等を勘案して、総合的な教育条件の向上に資する形で、通学距離や通学時間の目安を定め、学校の適正配置を検討する必要がある。

・学校規模の適正化を図る手段として、学校同士の統合だけでなく、通学区域の見直しも考えられる。

・通学区域の弾力的運用の制度を使い、特定の学校に、校区外からの通学が多いという現状があり、その反面、地域の児童生徒減少数以上のスピードで小規模化が進行している学校がある。また、校区外からの通学のための送迎等で発生する渋滞に、地域住民が対応しているケースもある。通学区域の弾力的運用について、今後のあり方を検討する必要がある。

・学校の統廃合により、通学距離や時間が長くなる場合には、スクールバスを導入する等の配慮が必要と考えられる。

・通学路の安全対策（防犯カメラ、地域による見回り等）についても検討する必要がある。

上記検討の結果、次のとおり答申を行うこととした。

直方市の学校の適正配置の検討にあたっては、

・直方市における通学距離は、小学校は 4 k m 以内、中学校は 6 k m 以内をおおよその目安と設定すべきです。

・直方市における通学距離は、1 時間以内を一応の目安と設定すべきです。

なお、学校の統廃合により、通学距離や時間が長くなる場合には、スクールバスを導入する等の対策を検討すべきです。また、児童生徒の通学途中の安全確保のための対策も併せて検討すべきです。

④学校と地域の関係

- ・基本指針で示された直方市の学校規模適正化に関する基本的な考え方である【地域コミュニティの核としての性格の配慮】に記載のあるとおり、小・中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、防災、保育、地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っており、また、学校教育は地域の未来の担い手であるこどもたちを育む営みでもあり、まちづくりの在り方と密接不可分であるという性格を持っている。
- ・学校運営協議会（コミュニティ・スクール）、学校評議員、地域学校協働活動についての整理や今後の方針等をしっかり整理し、一体的に推進していく必要がある。
- ・学校・保護者・地域との間での意見交換の場が大事である。
- ・現在の学校と地域の関係のことだけでなく、統廃合があった後においてもそれぞれの学校と地域の関係について考えていくことが重要である。
- ・学校は、教育のための施設であるだけでなく、様々な機能（地域コミュニティの核としての性格、避難所機能、地域の交流の場、地域社会の支柱等）を併せ持っている。

【おわりに】

この答申後、直方市教育委員会においては、学校規模適正化基本計画の策定、学校施設等長寿命化計画の見直しに進むものと推測します。

それらの計画策定または見直し、また、直方市学校規模適正化の推進にあたり、次の点につき、留意していただきたいと考えます。

（留意要望事項）

①市長部局との連携

今後、学校規模適正化の取り組みの推進に向けては、通学区域の変更等に伴う地域との調整、公共施設の保有総量の最適化や複合化を担う部署や財政を担う部署との調整、総合計画や都市計画等との整合性をとること等、市長部局とも様々な連携が必要なが想定されます。そのため、市長部局との部局横断的な検討体制を構築する等の検討をしていただきたいと思います。

②関係者（学校・保護者・地域）との連携

学校規模適正化の推進にあたっては、進捗の状況を積極的に情報発信し、学校・保護者・地域との間で意見交換を行っていただきたいと思います。

③過小規模の解消

過小規模の学校（小学校・中学校ともに、通常学級が1～5学級の学校）は、教育上の課題が極めて大きいため、速やかな解消が必要です。学校統合を基本とした対策を可及的速やかに実施することを求めます。

④継続的な検討と柔軟な対応

将来の人口（児童・生徒数）や地域の環境は、各地域の土地利用状況の変化や社会情勢の変化等により、予測と大きく異なることとなることも起こり得ます。学校規模適正化基本計画策定後であっても、定期的・継続的に人口推計を行い、環境変化を注視しつつ、計画の変更を行う等、柔軟な対応を行ってください。

⑤「個別最適な学び^{※1}」と「協働的な学び^{※2}」の実現

こどもたちの多様化（特別支援教育を受ける児童生徒や外国人児童生徒等の増加、貧困、いじめ重大事態や不登校児童生徒数の増加等）に対応し、「令和の日本型学校教育^{※3}」の構築を目指すために、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実することを目指していただきたいと思います。

答申に示す学校規模を目指しつつも、小規模な学校のメリット等を鑑み、学校統合を選択せず、小規模な学校をそのまま存続させることとなった場合には、小規模特認校制度（従来の通学区域は残したままで、特定の学校について通学区域に関係なく当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの）を導入する等によ

り、小規模な学校のデメリットを最小化することもあわせて検討すべきです。

※1「個別最適な学び」・・・指導の個別化と学習の個別化を教師視点から整理した概念である「個に応じた指導」を学習者視点から整理した概念

※2「協働的な学び」・・・探求的な学習や体験活動などを通じ、こども同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する学び

※3「令和の日本型学校教育」・・・誰一人取り残すことのない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向け、学習指導要領前文において「持続可能な社会の創り手」を求める我が国を含めた世界全体でSDGs（持続可能な開発目標）に取り組んでいく中で、ツールとしてのICTを基盤としつつ、日本型学校教育を発展させ、2020年代を通じて実現を目指す学校教育

学校規模適正化の検討は、様々な要素が絡む複雑で困難な課題です。市民の関心は高く、今後も様々な意見が出ることが考えられます。しかし、あくまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべきものと考えます。

「こどものために」、保護者や地域住民と共通理解を図りながら、学校規模適正化に取り組み、そのことが直方市のためにつながることを願うものです。

令和7年9月

直方市学校規模適正化基本計画検討委員会

直方市学校規模適正化に関する今後の予定

教育総務課

記

1. 令和7年10月14日

定例教育委員会 直方市学校規模適正化基本計画（案）の審議

2. 令和7年11月以降

定例教育委員会 直方市学校規模適正化基本計画（案）の決定

3. パブリックコメントの実施

4. 定例教育委員会 直方市学校規模適正化基本計画の決定

5. 直方市学校規模適正化基本計画の実行計画立案

直方市学校規模適正化基本計画（案）

第1章 直方市学校規模適正化基本計画策定の概要

1. 直方市学校規模適正化基本計画策定の背景と目的
2. 直方市学校規模適正化基本計画の位置づけ

第2章 学校を取り巻く現状と課題

1. 児童生徒数の推移と将来推計
2. 学校規模の現状と今後の見込み
3. 学校施設の状況
4. 学校施設・学校運営面での教育課題
5. 学校と地域の関係

第3章 直方市が目指す学校像

1. 義務教育の目的及び目標
2. 直方市が目指す学校教育
3. 直方市が目指す学校

第4章 学校施設整備の基本的な考え方

1. 学校施設等の目指すべき姿
2. 学校施設整備の基本方針
3. 学校施設整備の優先度設定の必要性

第5章 直方市学校規模適正化基本計画

1. 直方市の目指す学校規模
2. 直方市の適正な学校数・学校配置
3. 学校規模適正化へのロードマップ

第6章 推進に向けて

1. 今後の進め方
2. 部局横断的な検討体制
3. 今後のスケジュール

直方市文化芸術振興条例（案）

前文

直方市は、かつて東蓮寺藩の城下町として栄え、明治以降には筑豊炭田の中心地として日本の近代化を支えた歴史を有している。先人たちの営みによって培われた豊かな地域文化は、市民の誇りであり、これを次代に継承することは私たちの責務である。本市は、こうした歴史や風土に根ざした文化芸術を尊重し、市民一人ひとりが創造性を発揮し、誰もが文化芸術に親しめる環境づくりを推進する。文化芸術によって人と人がつながり、豊かな心と活力あるまちを築いていくため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、文化芸術の振興について、基本理念や施策の基本となる事項を定め、市民、民間団体等及び市が果たすべき役割を明確にすることにより、文化芸術活動を促進し、市民の創造性豊かな生活の実現と、地域の個性ある文化の形成及び発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化芸術 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術その他の芸術、伝統芸能及び地域の伝統又は生活に根ざした文化並びに文化財等をいう。
- (2) 文化財等 有形及び無形の文化財並びにその保存技術をいう。
- (3) 文化芸術活動 文化芸術の鑑賞、創造及び継承活動をいう。
- (4) 市民 市内に居住、通勤及び通学する者並びに市内を活動の場とする個人をいう。
- (5) 民間団体等 市民活動団体、企業、学校等をいう。

（基本理念）

第3条 文化芸術を創造し、及び享受することは人々の生まれながらの権利であることに鑑み、全ての市民が文化芸術活動に親しめる環境整備が図られるよう努めなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、及びその能力が十分に発揮されるよう配慮されなければならない。

- 3 文化芸術の振興に当たっては、地域固有の伝統芸能、伝統芸術、文化財等の保存、活用及び継承が図られなければならない。
- 4 文化芸術は、市民の生活に潤いと豊かさをもたらすだけでなく、教育、福祉、健康及び医療の充実、更に観光産業等の地域経済の活性化、市のイメージ向上につながる力を有するものであることを踏まえ、今後のまちづくりに文化芸術の力が活かされなければならない。

（市の役割）

第4条 市は、前条に定める基本理念に基づき、市民及び民間団体等による文化芸術活動を促進するための環境整備を行うものとする。

- 2 市は、文化芸術の振興を図るために、市民及び民間団体等が自主的かつ創造的に活動できるよう、市民及び民間団体等との連携に努めるものとする。
- 3 市は、文化芸術の振興に関する施策や事業を推進するために、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は、文化芸術の担い手であることを自覚し、自主的かつ創造的な文化芸術活動を行うとともに、相互に協調して文化芸術活動に進んで参加するものとする。

（民間団体等の役割）

第6条 民間団体等は、地域社会の一員として文化芸術活動の一翼を担っていることを自覚し、自らの文化芸術活動はもとより、市民の文化芸術活動の支援に努めるものとする。

（文化芸術振興計画）

第7条 市は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、文化芸術振興計画（以下「振興計画」という。）を策定する。

- 2 振興計画には、文化芸術の現状及び課題、施策の基本的方向等を定めるものとする。
- 3 市長は、振興計画の策定に当たって、直方市文化芸術審議会に諮問するものとする。

（文化芸術審議会）

第8条 市に、直方市文化芸術審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

（1） 振興計画の策定及び変更に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、文化芸術振興に関する重要な事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

直方市文化芸術振興条例施行規則（案）

（目的）

第1条 この規則は、直方市文化芸術振興条例（以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第1章 文化芸術振興計画

（文化芸術振興計画の策定手続等）

第2条 条例第7条に規定する文化芸術振興計画（以下「振興計画」という。）の策定に当たっては、次に掲げる事項について調査・分析を行うものとする。

（1） 市内における文化芸術の現状及び課題

（2） 関係団体、関係機関等の意見の把握

（3） その他市長が必要と認める事項

2 市長は、振興計画を策定し、又は変更しようとするときは、条例第7条に基づき、審議会に諮問するものとする。

3 振興計画は、原則としておおむね5年を計画期間とする。

第2章 文化芸術審議会

（委員の選任等）

第3条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1） 文化芸術に関する識見を有する者

（2） 文化芸術活動に関係する団体の代表者

（3） 学識経験者

（4） その他市長が適当と認める者

（委員の任期）

第4条 審議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会には、委員の互選により、会長及び副会長を置く。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

（会議の招集等）

第6条 審議会は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数の賛成により決する。

(意見聴取)

第7条 市長及び審議会は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、文化芸術の振興に関する事務を所管する課において行う。

第3章 雑則

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

直方市立美術館本館及び別館の閉館について

1. 直方市立美術館本館(谷尾美術館)

① 劣化状況

老朽化が著しく進行しており、大きな地震により倒壊の危険性がある。

令和 8 年 3 月 31 日(火) 閉館

※詳細は別添の資料1

② 今後の改修スケジュール(予定)

R8～R9 改修基本計画

R10 耐震診断及び補強計画

R11～R12 耐震及び改修基本設計

R13～R14 耐震及び改修実施設計

R15～R17 改修工事

R18～ 開館

この間、新館のみで
営業を継続

2. 直方市立美術館別館(アートスペース谷尾)

① 劣化状況

耐震診断の結果、耐震性が著しく低くなっており、大きな地震時に倒壊する危険性が高い。

令和 8 年 3 月 31 日(火) 閉館

※詳細は別添の資料2

② 今後の活用方法等については、これから検討

4.1 劣化状況調査結果の概要

建物の劣化状況は建物の立地条件、経過年数、周囲環境により大きく左右されるため、建物ごとに大きく状況が異なるほか、同じ建物においても部材の GL からの高さ、雨水の侵入状況、方角による周囲の湿度状況や結露の状況により大きく異なるものとなる。耐震性能の評価において、腐朽、蟻害による部材性能の劣化を考慮することは困難で、劣化した部材については補修もしくは交換することを前提としている。このことから、構成部材の劣化状況を適切に把握することは構造性能を評価するうえで必要不可欠となる。本節では構造調査に合わせて行った、劣化調査結果の概要を示す。構造上の損傷、経年的な損傷のほか、改修等により耐震性能を低下させている箇所についても併せて示す。

4.2 洋館部分（旧奥野医院）劣化状況調査結果の概要

（１）調査結果の概要

《構造に関する事項》

金属板屋根は軸組み部分を含め後補のもので、建物重量を増大させている。

後補の屋根架構の緊結が弱い可能性があり、地震時に損傷を引き起こす危険性がある。

北面外壁のタイル下地の固定が弱く（軸組みにタイル状の煉瓦を釘留）、タイルの接着力も弱いため、地震時に崩落の危険性がある。

中庭面の外壁木ずりの間隔が大きく、外壁の固定が弱い可能性が高い。

基礎コンクリートの強度が低いほか、骨材が多く脆い。

内部が大きく改変されているため、当初架構の状況を詳細に調査する必要がある。

内壁等、改修により仕上げ重量が増加している。

《劣化に関する事項》

壁内部の木部の劣化・腐朽が著しい。

タイルの割れが見られる。

不同沈下によるものか、建具開閉に支障をきたしている。

火災被災の痕跡が残る（２階外壁）

防水層に劣化が見られる

（２）補修工事にあたっての留意点

基礎の補強のほか、壁内部の木部の劣化・腐朽が著しく、タイルの接着状況が弱いことより、解体修理を視野に入れた大規模な補修工事が必要となる可能性が高い。

4.3 和館部分（旧奥野家住宅部分）劣化状況調査結果の概要

（１）調査結果の概要

《構造に関する事項》

屋根瓦のズレが見られる。

西側の棟に歪みが見られる。

内部の改変が多く、木柱を撤去し、鉄骨補強等が設けられているが、架構の形成、補強の効果が不明となっている

収蔵庫平家部分（土蔵との取り合い）の屋根は後補によるもので重量増の要因となっているほか、建物全体が構造上一体となっていない。

《劣化に関する事項》

土蔵部分の漆喰の剥落

屋根瓦の劣化が見られる。

雨水侵入の痕跡が各所に見られる

外壁の劣化が見られる。

木部の劣化・腐朽が見られる（雨水の影響および蟻害）

（２）補修工事にあたっての留意点

雨水侵入等による劣化が著しいほか、内部の改変による構造の複雑化により、ほぼ全解体による補修が必要となる可能性が高い。



写真 屋根瓦のズレ

主屋２階部分：南側ケラバ部分のずれが特に大きい

■耐震診断結果

- ・ アートスペース谷尾（旧十七銀行直方支店）は1階部分を組積造（煉瓦造）、2階部分を木造としており、階ごとに異なる構造種別となっている。
- ・ X方向、Y方向ともに各階で耐震性能が大きく不足しており、大地震時に建物が倒壊する危険性が高いことが判明した。

■構造上の問題点

- ・ 軟弱な地盤に立地している。
- ・ 煉瓦造である1階は、基礎や煉瓦の耐力不足が見られる。
- ・ 2階は、木造、一部木骨造と複雑な構造となっており、地震時にモルタルに貼付されたタイルが剥落する恐れがある。また、軸組や土台の一部に腐朽が見られるが、複雑な構造により補修の難易度が高い。

■補強計画にあたって

- ・ 上記の状況から、大幅な耐力不足を補うため、大規模な補強や、複雑な構造における木部の補修工事の難航（手間がかかる）などが予想される。

直方市教育委員会

教育長 山本 栄司 様

直方市文化財専門委員会

会長 嶋田 光一

答 申 書

直方市指定有形文化財である石炭記念館本館（以下「本館」という。）について、「旧筑豊石炭鉱業組合直方会議所は、筑豊石炭鉱業組合が明治 43 年に石炭流通の中心地であった直方に作った会議所である。木造二階建て瓦葺の洋風建築で、二階が会議室であった。安川、麻生、貝島、伊藤をはじめとする筑豊の炭坑経営者たちが集まり、採炭制限や石炭カルテル、労働問題、保安対策、筑豊鉱山学校の建設などについて議論した（『月刊文化財』平成 30 年 9 月号より）」という重要性が認められ、隣接する救護練習所模擬坑道とともに、平成 30 年 10 月、筑豊炭田遺跡群を構成する文化財として、国史跡に指定されている。

史跡整備基本設計の策定にあたり、本館改修の考え方について諮問があった。事務局から示された二案は以下のとおりである。

A 案 二か所ある煙突を積層構造のまま維持する。

B 案 二か所ある煙突の積層構造を廃し、木造で復原する。

本館の耐震診断は平成 28 年に実施されており、きわめて弱い値が示されている。大きな原因として、二階部分は内側にほとんど壁を持たないオープンスペースであることと、二か所の煙突によって、水平方向の応力が分断されていることの二点があげられる。

耐震改修を実施するにあたり、A 案を採用した場合、一・二階の内観について、多くの壁を二重構造する必要性が生じ、加えてオリジナルな状態を保っている天井部の部材を一部撤去する必要性が生じる。加えて、耐震改修を実施しても煙突部分が単独で倒壊する危険性が残る。一方、B 案を採用した場合、一・二階の内観に二重壁を採用する可能性はきわめて低く、煙突部分が単独で倒壊する可能性もなくなる。

煙突部分はいずれも明治 43 年(1910)の建造時、煉瓦造であったが、平成元年(1989)～同 2 年の鉱害復旧工事の際に、コンクリートレンガ造に改修され、当初の形状を完全に失っている。したがって、今回の設計で木造復原を採用しても、文化財保護の観点から大きな問題はないものと考

えられる。また、安全性の観点からも B 案の採用が適当と考えられる。

なお、マントルピースの復原に関しては、オリジナルの石材を再利用し、平成 2 年に復原されたタイルによる煉瓦表現に関しては、今回見直し、当時のものに近い形状の本物の煉瓦を使用し、また、炉台やマントルピース内側についても、当初の形状を可能な限り復原されることが望ましい。

●ご検討いただきたい内容

平成 30 年 10 月 15 日、筑豊炭田遺跡群が国史跡に指定されました。史跡は田川市の三井田川鉱業所伊田坑跡、飯塚市の目尾炭坑跡、直方市の旧筑豊石炭鉱業組合直方会議所及び救護練習所模擬坑道からなります。旧筑豊石炭鉱業組合直方会議所は、昭和 46 年から直方市石炭記念館本館として活用されてきた建物で、昭和 63 年 3 月には市有形文化財に指定しています（以下「石炭記念館本館」と表記する）。

平成 28 年に実施した保存対策調査の結果、石炭記念館本館の耐震性がぜい弱であることが明らかとなったため、令和 2 年度に策定した整備基本計画では「史跡としての価値を保存するとともに、その価値を伝える建造物として公開活用していくことを目指し、耐震補強を行う。」と方針を定めています。

今回、文化財専門委員会でご検討いただきたい内容は、耐震改修の基本設計を実施するにあたっての補強の考え方です。

石炭記念館本館には、南側壁と東側壁に煙突が設けられ、室内には暖炉とマンツルピースを配置していました。煙突は明治 43 年（1910）の建造時には煉瓦造でしたが、平成元～2 年に実施された鉱害復旧工事に際し、煉瓦煙突をすべて解体し、コンクリートレンガで再現しております。

もし、大地震が来た場合、煙突と建物の壁の接合は容易にはずれ、煙突は根元から倒れ、建物は倒壊する危険があります。

耐震改修の基本設計にあたり、以下の二つの考え方のうち、いずれを選択すべきか、ご検討をお願いいたします。

A 案 コンクリートレンガで再現された煙突を残し、耐震補強を実施する。

- ・メリット：当初の構造を受け継いだ復元となる。
- ・デメリット：木造建物とは別構造となるので、大地震の際に煙突が根元から倒れる危険性は残る。
：木造建物の壁を二重構造にしなければ耐震強度を保てず、当初とは大きくかけ離れた内観となる。

B 案 コンクリートレンガで再現された煙突を撤去し木造で煙突の形状を再現し、耐震補強を実施する。

- ・メリット：木造建物の壁を二重構造にしなくても、既存の壁内部の補強で足り、おおむね当初の内観を保つことができる。
：煙突のみが根元から倒れる危険性はない。
- ・デメリット：当初の構造を受け継いでいない復元となる。

南側煙突



東側煙突

※煙突部分を木造に
改修しても、外観・内
観は変わりません



明治 43 年頃の筑豊石炭鉱業組合直方会議所



1 階マントルピース



2 階マントルピース

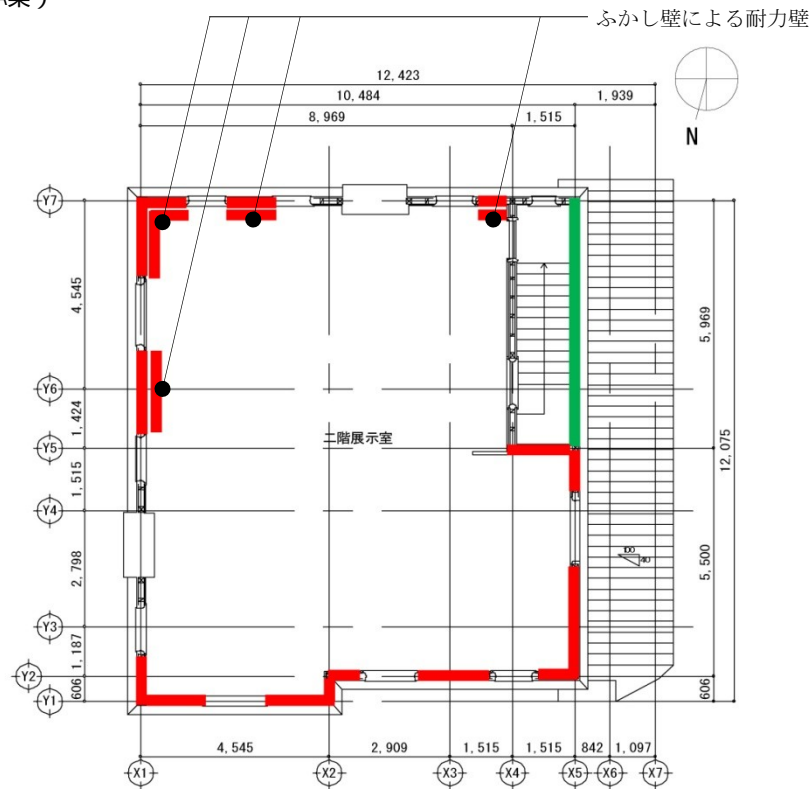


写真-76 南暖炉煉瓦取り壊し

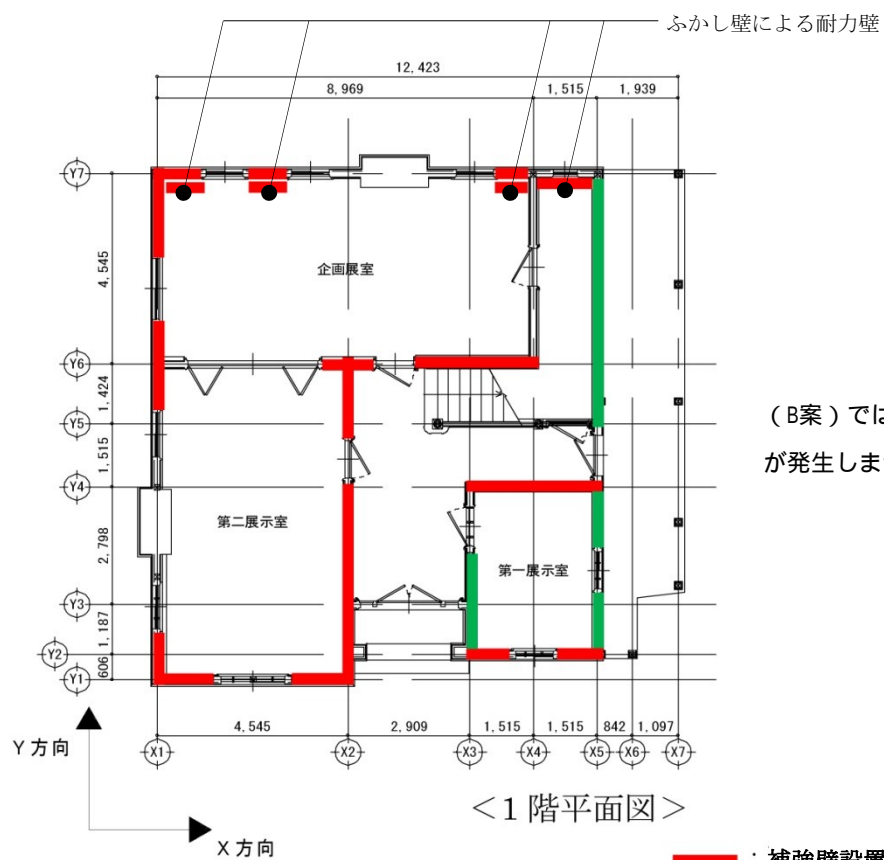


写真-77 東暖炉煉瓦取り壊し

『旧筑豊石炭鉱業組合直方会議所及び救護練習模擬坑道保存対策調査報告書』（平成 29 年 2 月）
 による耐震補強案（A案）



< 2 階平面図 >



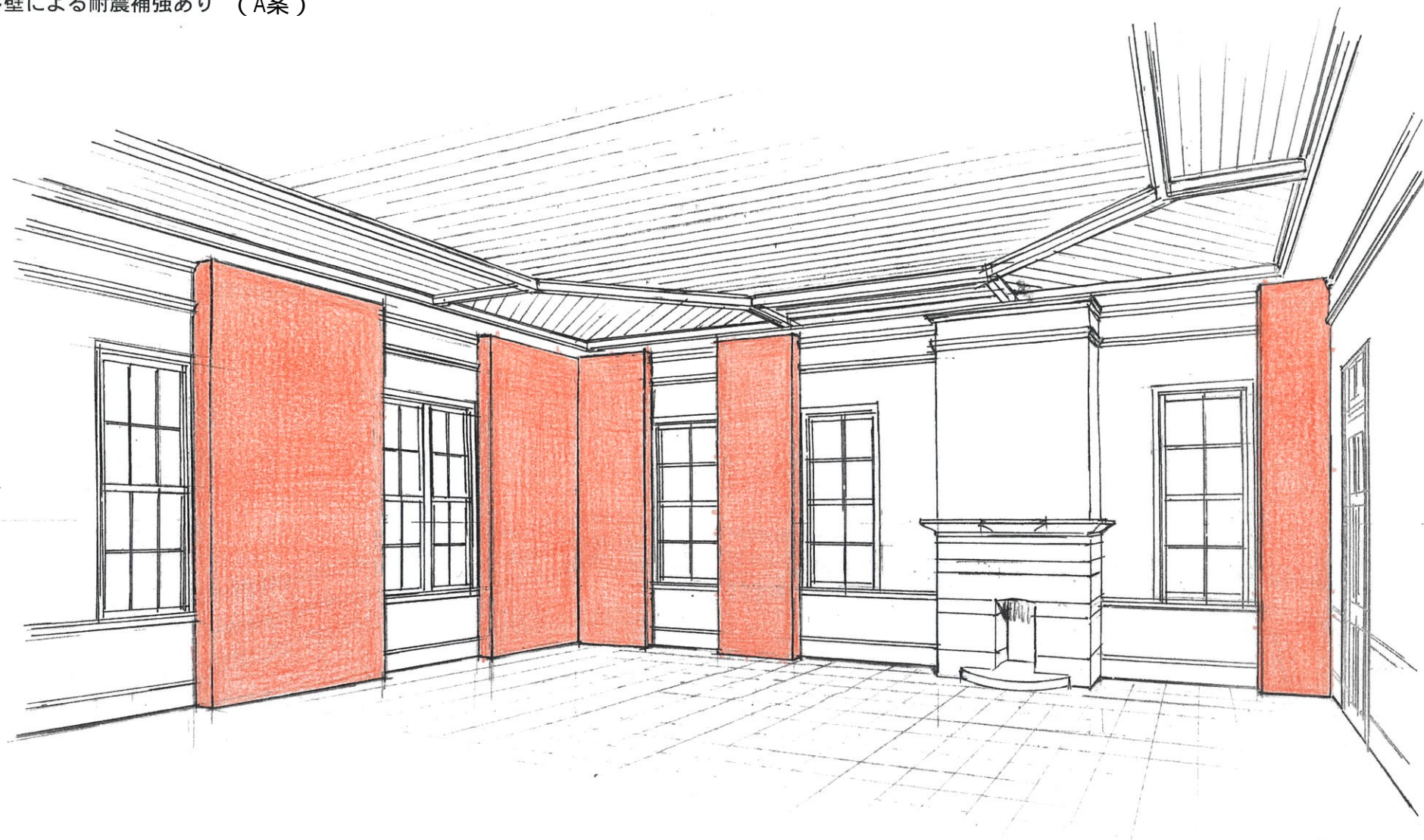
（B案）では、「ふかし壁」
 が発生しません。

< 1 階平面図 >

— : 補強壁設置箇所
 — : 既存耐力壁箇所

図 補強案 耐力壁配置図

ふかし壁による耐震補強あり（A案）



・・・ふかし壁による耐震補強

ふかし壁による耐震補強なし（B案）

